

氷見市斎場指定管理者募集要項

氷見市斎場の指定管理者（管理運営する法人その他の団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称
氷見市斎場
- (2) 所在地
氷見市北八代字東原 118 番地
- (3) 施設概要(規模、構造等)

敷地面積		9,800.00 m ²
延床面積		1,936.22 m ² ・火葬棟 1 階 984.09 m² 〃 2 階 137.30 m² ・待合棟 1 階 814.83 m²
建物構造		鉄筋コンクリート造一部 2 階建
主な施設	火葬棟	エントランスホール、炉前ホール、告別室(2 室)、 収骨室(2 室)、霊安室、残灰処理室、台車置場、 機械室、機械操作室
		火葬炉 5 基、汚物炉 1 基、動物炉 1 基
	待合棟	事務室、待合室（和室 21 畳 4 室）、待合ロビー、 便所

2 年間火葬件数（見込み）

- (1) 人体 約 800 件
- (2) 犬、猫その他の小動物 約 250 件

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 地方自治法、墓地、埋葬等に関する法律、氷見市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び氷見市斎場条例等関係法令の規定に従い管理運営を行うこと
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと
- (4) 業務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に業務時間を変更することができる。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ定めます。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 火葬及びこれに付随する業務
- (2) 火葬場の使用の受付に関する事
- (3) 火葬場敷地内及び施設等の維持管理に関する事
- (4) 各種報告に関する事
- (5) その他火葬場の管理運営に必要な業務

※なお、業務の詳細については「氷見市斎場指定管理者業務仕様書」のとおりとします。

5 指定管理者の指定（予定）期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）とします。

ただし、各年度終了時に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときなどには、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること（※個人での応募はできません。）

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (2) 氷見市から指名停止措置を受けていないこと
- (3) 氷見市税を滞納していないこと
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと
- (5) 斎場（火葬場）を指定管理者として富山県内で管理運営した実績のあること
- (6) 氷見市内に事務所を有すること

7 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第 1 号】
- (2) 氷見市斎場指定管理者事業計画書（事業計画書）【様式第 2 号】及び氷見市斎場管理業務収支予算書【様式第 3 号】
- (3) 代表者等名簿【様式第 4 号】
- (4) 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- (5) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (8) 市税の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

8 事業規模

氷見市斎場の管理運営に係る経費については以下の金額を目安とし、事業成果が見込める場合等には事業規模の拡大を認めますので、それを踏まえて申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。

なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年3%を基準として見積もってください。

(参考金額) 34,940,000円 令和7年度予算額

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月18日(木)から令和7年10月14日(火)まで
- (2) 受付方法 質問書【様式第5号】に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。

10 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 氷見市 市民部 環境保全課
〒935-8686 氷見市鞍川 1060 番地
電 話 0766-74-8065
FAX 0766-74-8104
- (2) 提出期間 令和7年9月18日(木)から令和7年10月20日(月)まで(土・日曜日、休日は除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。
※ 郵便の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着。
※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

11 選定方法

次に掲げる要件を満たすもののうちから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。

- (1) 市民の平等利用が確保されるものであること
- (2) 事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 当該指定管理者の指定の申請をした法人その他の団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、不適当と認められるもの

14 選定の時期

令和 7 年 11 月中の選定を予定しています。

15 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

16 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、氷見市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、その協定の管理業務に係る委託料は各会計年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 委託料のうち修繕料分については、毎年度実績に応じて精算することとします。

17 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。（使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

18 様式

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第 1 号】
- (2) 氷見市斎場指定管理者事業計画書【様式第 2 号】
- (3) 氷見市斎場管理業務収支予算書【様式第 3 号】
- (4) 代表者名簿【様式第 4 号】
- (5) 質問書【様式第 5 号】

<問い合わせ先>

氷見市 市民部 環境保全課

電 話 0 7 6 6 - 7 4 - 8 0 6 5

F A X 0 7 6 6 - 7 4 - 8 1 0 4

E-mail kankyou@city.himi.lg.jp